

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会定款

目 次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条－第4条）
- 第3章 会員（第5条－第11条）
- 第4章 総会（第12条－第20条）
- 第5章 役員及び会計監査人（第21条－第29条）
- 第6章 理事会（第30条－第36条）
- 第7章 財産及び会計（第37条－第40条）
- 第8章 委員会（第41条）
- 第9章 顧問（第42条）
- 第10章 事務局（第43条）
- 第11章 定款の変更及び解散（第44条－第45条）
- 第12章 公告の方法（第46条）
- 第13章 雑則（第47条）
- 附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会福祉施設の経営その他の社会福祉を目的とする事業を営む法人の職員の処遇向上を図り、民間社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 退職年金事業
- (2) 福利事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、北海道内において、社会福祉施設の経営その他の社会福祉を目的とする事業を営む法人（営利を目的とするものを除く。）であって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする法人は、総会において別に定める入会申込書の提出をしなければならない。

2 前項の提出があったとき、会長は、その承認等について当該法人に通知するものとする。

(出資金及び掛金)

第7条 この法人の会員は、総会において別に定める出資金及び掛金を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の退会をもって法人法上の任意退社とする。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散したとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 第7条の支払義務を12箇月以上履行しなかったとき

(拠出金品の不返還)

第11条 前3条の場合において、会員が納入した出資金及び掛金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (4) 長期の借入れ
- (5) 第40条第2項ただし書きに規定する貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 共済運営規程、退職年金規程、理事・監事選考規程の変更
- (8) 事業の一部譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 すべての会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、第1項の理事会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日の1週間（第19条第2項に規定する議決権行使書又は電磁的記録による議決権の行使をすることができる場合にあっては、2週間）前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員又はその代理人の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1団体につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての会員の半数以上であって、すべての会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期の借入れ
- (4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(他会員への委任又は書面等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

2 理事会において総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書又は電磁的記録をもって議決権を行使することができる。

3 第1項の代理人、第2項の議決権行使書又は電磁的記録によって議決権を行使した会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した会員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において会員又はその代理人の中から選出された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11人以上15人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第22条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、会員の役職員の中から選任する。ただし、理事のうち4人以内及び監事1人は、会員外より選ぶことができる。

3 理事・監事の選任方法は、総会において別に定める。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

6 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、監事は、会長に対し、理事会の招集の請求をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第25条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第27条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、理事会で別に定める役員の報酬にかかる規程により、総会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員等の損害賠償責任等)

第29条 この法人は、理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法人法第111条第1項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、すべての会員の5分の1以上の会員が異議を述べたときは前項に規定する免除をしてはならない。

3 この法人は、法人法第115条第1項に規定する非業務執行理事等に該当する役員等（以下「非業務執行理事等」という。）の同法第111条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第113条第1項第2号に掲げる額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 役員等の第29条第1項の責任の免除及び非業務執行理事等の同条第3項の責任限定契約の締結

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求をすることができる。

3 第24条第4項又は前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事、監事又は会計監査人が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の管理)

第37条 この法人の財産の管理については、総会において別に定めるところによる。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号の書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号及び第6号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿（会員名簿）を主たる事務所に備え置くものとする。第1項第6号の書類については、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 委員会

（委員会）

第41条 この法人に、事業の適正な運営を期するため、必要に応じ理事会の諮問機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 顧問

（顧問）

第42条 この法人に、任意の機関として、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 顧問は、無報酬とする。
- 4 その他顧問に関し必要な事項は、理事会において決議する。

第10章 事務局

（構成）

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員で構成する。
- 3 重要な使用人は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 雑 則

(雑 則)

第47条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は林 陽、常務理事は佐藤美智子、会計監査人は上野昌美とする。

附 則

この定款は、平成27年6月16日から施行する。